

代替服務という生き方 - 韓国の男性性と兵役の多様性 -

著者	佐々木 正徳
雑誌名	長崎外大論叢
号	17
ページ	93-104
発行年	2013-12-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1165/00000083/



*The Journal of
Nagasaki University of Foreign Studies
No. 17 2013*

代替服務という生き方
－ 韓国の男性性と兵役の多様性 －

佐々木 正 徳

A Life of Alternative Service:
A Variety of Military Service and Masculinities in KOREA

SASAKI Masanori

長崎外大論叢

第17号
(別冊)

長崎外国語大学
2013年12月

代替服務という生き方 － 韓国の男性性と兵役の多様性 －

佐々木 正 徳

A Life of Alternative Service: A Variety of Military Service and Masculinities in KOREA

SASAKI Masanori

Abstract

This paper addresses the variety of military service options in Korea. Military service is one of the obligations imposed on the men of Korea. Many people, especially in Japan, are thinking that all Korean men must go through a hard and painful experience. However, various alternative military services exist in Korea. Until now, there have been studies that analyzed active military service. However, studies that addressed alternative military service have been rare. Studies on active service have mainly conducted their analysis from the perspective of gender, and have viewed Korea as a military culture, analyzing the influence of the military experience in the formation thereof. However, previous research has not fully elucidated the diversity of military service experiences available. Therefore, this paper presents alternative services, and considers the diversity of military service based upon interviews conducted to men who had finished the military service as industrial skill personnel. This paper reveals that a grasp on the diversity of military service experiences is necessary in order to analyze the phenomenon of masculinities in Korea.

キーワード：男性性、兵役、代替服務

1. 兵役は聖なる義務か？

2000年代以降の韓流のおかげであろう、現在、隣国韓国の男性に兵役の義務が存在することは少なからぬ日本人の知るところとなっている。しかし、「厳しく苦しい生活」「可哀想」「除隊によってようやく『本当の人間』になる」と言ったイメージのみが強く印象づけられており、兵役制度の細部や、兵役経験の多様性については、あまり語られることはない¹⁾。

日本で韓国の義務兵役制度が強く意識されるきっかけとなったのは、俳優ソン・スンホンの不正兵役逃れに関する一連の出来事であろう。2004年11月、ドラマ『秋の童話』に主演するなど当時日本で人気を誇っていたソン・スンホンは、腎臓病を装って兵役逃れをしていたことが発覚し、摘発された。ソン・スンホンには直ちに入隊命令が下され、撮影予定だったドラマはキャンセルされることになっ

た。これに対して、日本のファンたちが、ソン・スンホンの入隊をドラマの撮影が終わるまで待ってもらおうよう嘆願運動を展開したのである。当然運動が実を結ぶことはなかったが、この一件は、韓流ファンの日本人に、韓国の男性には兵役という人生で必ず経験しなくてはいけない困難があるのだということを強く印象づけることになった²。また、この一件後、不正に兵役を逃れるのではなく、むしろ積極的に国防の義務を果たすべく兵役につくタレントたちが目につくようになった。兵役を、自身や所属するグループのイメージアップに活用しようとする戦略を、そこではみることができる。

しかし、かつて兵役につくことは、イメージアップにつながるものではなく、タレントにとってはリスクでしかなかった。タレントは入隊と同時に、数年間の芸能活動の中断を余儀なくされる。次々に生まれては消えていく流行の中で、メディアへの露出が激減することは、人々の記憶から自分が消えてしまうことに他ならない。よって、除隊後に入隊前と同様の人気を回復することは難しいと考えられていたためである。度重なる入隊要請を拒否し、米国国籍を取得した結果、韓国政府から入国禁止措置が与えられたユスンジュンの例は極端としても、入隊時期をぎりぎりまで遅らせるために、大学や大学院の卒業と入学を繰り返す³例は珍しいことではなかった。また、タレントに限らず、スポーツ選手や芸術家にとってもキャリアの断絶は深刻な問題であったし、政治家や資産家の息子が、兵役入隊期限の過ぎる時期まで留学として海外の大学に滞在する例も、決して珍しいことではなかった⁴。実証するためには稿を改めて詳細な検討が必要であるが、かれら兵役忌避者への社会的制裁と、兵役義務を徹底させようとする傾向は、2000年以降、徐々に形成されてきたように思われる。

一方で、2012年のロンドンオリンピックでの出来事は、現代韓国社会には兵役に対してもう一つの異なるイメージが存在することをわれわれに示唆している。オリンピックで韓国の男子サッカーチームは銅メダルを獲得し、その褒賞として兵役免除を手に入れた⁵。かれらは「正当に」兵役を免れた者であるためか、羨みこそあれ批判する声はほとんど聞こえない。不正に兵役を逃れる者は断罪し、正当に兵役を逃れた者に対しては何も言わない。一見、当然のことに思われるが、このことは、韓国における兵役が決して「聖なる義務」ではないことを如実に示している。そもそも、仮に兵役が「聖なる義務」であるならば、多くの国民は進んでその義務を果たさずであるし、特権階層であればあるほどその義務を果たそうとするはずである。さらには「聖なる義務」であれば、褒賞としてその免除が与えられることなど考えられない。つまり、「聖なる」という修飾語は、兵役の不条理さを覆い隠すための標語でしかないのである。また別の視点から見ると、兵役を終えなければ本人のその後の人生に決定的な不利が生じるというのであれば、多くの国民は、好むと好まざるとに関わらず、兵役の義務を果たすであろう。ソン・スンホンの事例や、選挙での落選運動⁶などの影響で、情勢が変化する兆しは見えつつあるものの、富裕層の息子が兵役逃れを行うのは、仮に兵役の義務を果たさなかったとしても、社会の上辺に留まって生きていくことが可能であったからである。

つまり、義務兵役とは「人間になる」ための通過儀礼でもなければ、ファンに「除隊するまでファンで居続ける」ことに価値を見出してもらおうナイーブなものでもなく、多分に政治的なものなのである。韓国が「軍事文化」を有する国であることが、数名の論者によって繰り返し指摘されている⁷ことからわかるように、兵役に関する問題は、韓国社会を理解する上で避けては通れない問題である。しかし、あくまでそれは「韓国の男性全員が同じ経験をするから」重要な問題なのではなく、「兵役にまつわる某かのことが社会の構成に大きな影響を与えているから」こそ重要なのである。そこで本稿では、「軍事文化」を有する韓国を、義務兵役の「経験の多様性」という観点から照射することに

する。それは、一つの韓国論を形成する試みであるし、また、「軍事文化」を強調するあまり実際に存在する兵役の多様性について語るこのできなかつた、これまでの研究の不足を補うものでもある。

韓国では、多くの男性が兵役を経験する（軍畢⁸になる）ことは事実である。しかし、軍隊だけでなく、陸軍・海軍・空軍・海兵隊と4軍が存在し、かつ各軍には無数の小部隊が存在する。そして、部隊によって服務地も服務内容も部隊の雰囲気も服務期間も異なる。さらに、韓国の徴兵制度には、陸・海・空・海兵の他にも、ROTCやKATUSA⁹、常勤予備役、転換服務、公衆保険医、公益法務官、徴兵専担医師、専門研究要員、産業技能要員、公益勤務要員など、さまざまな服務形態が存在する¹⁰のである。これだけ多様なのであるから、当然、それぞれに配属された男性たちの経験は大きく異なり、経験によって形成される兵役への印象も個人によって大きく異なることが予想される。つまり、兵役が義務であるからといって、それが韓国の男性集団を画一化することになると短絡的に結論づけることはできないのである。本稿は、韓国の男性性を、多様性をキーワードに読み取ろうとする試みである。

2. 韓国社会と兵役

2-1. 国防の義務とその自然化

韓国国民には憲法によって「納税の義務」「教育の義務」「勤労の義務」「国防の義務」の四大義務が定められている。このうち国防の義務の一つとして、成人男子のすべてにおよそ二年の兵役の義務が課せられている¹¹。すなわち、特殊な事情がない限りはすべての男性が人生の中の数年を、軍隊と関わりを持って生活するということが、原則として定められているのである。

韓国での徴兵制の歴史は、植民地期の1944年にさかのぼる。当時の徴兵制は「単に兵力補充のためばかりでなく、〈大東亜共栄圏の中核たるべき日本民族の防衛のため〉という意図が強く働いて」[宮田 2000: 264] いるものであった。解放後、徴兵制は一旦廃止されるが、1949年の兵役法の公布により復活する。しかし、これもまた翌年、徴兵検査が実施された後に廃止される¹²。ところが、翌1951年に兵役法が改正され徴兵制は再復活する。現在の徴兵制は、服務期間や罰則規定について多少変化したもの、基本的な制度枠組みとしてはこの51年の改正の際に規定された枠組みを、そのまま維持している。

韓国の軍隊は、51年以降しばらくはアメリカ合衆国の政策もあって軍縮を目指していたが、その後、国外的にはベトナム戦争、国内的には北朝鮮との軍事的緊張関係などがあり、軍縮が実現されることはなかった。そして、安全保障について検討する土壌が醸成されないまま、つまり制度の根本的な見直しを経過しないまま「韓国の軍隊は社会の一部として定着していった」[尹 2004: 66] ののである。

権仁淑は「韓国の徴兵制は兵役不正にまつわる雑音の他は大きな議論もなく正当化されてきた」[権 2003: 217] と述べ、例として、良心的兵役拒否者の韓国での扱いについて触れている。韓国では兵役は国民の義務であるために、それを拒否することは国民の義務を全うしない犯罪行為として処理され、違反者には3年以下の懲役が科せられる¹³。しかし、自身の信条から自発的に兵役を拒否する男性たちがいる。韓国ではそうした行為を「良心的兵役拒否」、そして、そうした行為をする男性たちのことを「良心的兵役拒否者」と呼んでいる。権 [2006b] は、良心的兵役拒否問題の特徴として、「徹底して陰で進められてきたこと」と「宗教的理由以外の良心的兵役拒否者の歴史の短さと数

の少なさ」を上げ、原因として、良心的兵役拒否者が特定の宗教と結びついていたため¹⁴同じ国民の問題として受け止められてこなかったこと、および「正常」な人にとって良心的兵役拒否が選択可能であるという意識が形成されてこなかったことを指摘している¹⁵。徴兵制度を有する多くの国家では、思想・信条といった理由からいわゆる「現役服務」に従事することができない人たちのために「代替服務」の制度を整備しているところがほとんどである。しかし、後述するように、韓国の場合、代替服務に従事するのは身体的・精神的疾患などで現役服務に従事することが難しいと判断された者のみである。すなわち、いくら、自分の信ずる宗教が武器を持つことや殺生をすることを禁じていても、身体的・精神的に健康であれば現役兵として服務するしか道はないのである。そうした制度的不備がある状況の中で、2001年以降「少数ではあるが拒否する者たちが現われたことは、ある意味で驚くべきこと」[権 2006b: 218]であった。

権は更に興味深い指摘をしている。それは、「兵役の自然化」である。すなわち、韓国社会の徴兵制度は「社会の中枢機関として存在し、全ての人々の生活と具体的につながりのある制度であるにもかかわらず、意味化され語られてこなかった」制度であり、「軍人政治家としてイメージされる職業軍人の生活と、徴兵された男たちの経験を区別して考え、軍隊を職業軍人の集団としてだけ見る傾向が」[権 2006b: 220-222] あるということである。権はこのことの証左として、反軍事独裁運動である学生運動が隆盛を極めていたときでさえ良心的兵役拒否者が現われなかったという韓洪九の研究[2005]を取り上げている¹⁶。学生運動が盛んであった80年代は、政府の命令による軍事訓練や、政府によって民主化運動の弾圧の役目も担った軍隊を否定的にとらえる言説が席卷したにもかかわらず、「徴兵制度は運動圏の考慮の対象には入っておらず」[権 2006b: 220]、徴兵制度自体の枠組みが問い直されることはなかったのである。この事実は、理由はどうあれ、韓国において比較的早い段階から徴兵制が自然化されていたことを示す例といえよう。

また、権は自身の調査結果を基に、女性にとっても徴兵制はその存在意義を問うたことがないほど自然に存在している制度であることを明らかにしている¹⁷。女性にとっても兵役に関する経験は自然化されており、義務兵役が韓国社会に非常に強く根付いている制度であるということを示している。

以上のように、国防の義務である兵役は、現代韓国社会において多くの国民にとって男性が果たすべく当然の責務として認識されており、かつ、正規の軍隊とは異なる組織として認識されていることが指摘できるのである。

2-2. 男性優位社会を規定する徴兵制とミリタリズム

韓国の徴兵制に関する論考は少なくない。しかし、学術的な論考は学位請求論文である場合が多く、出版されているものや雑誌論文として発表されているものはあまり多くはない。日本語で読める著作に関して言えば、自身の兵役の経験談などを語るものはいくつか見られるが、学術的なものは稀少であるのが現状である。ここでは、日本語で読めるものを中心にいくつかの研究を見ることで、韓国の徴兵制とそれとともなう軍事文化がどのように把握されてきているのかについて確認することにする。

ビョン・ファスン [1997]¹⁸は韓国の現代文化を端的に「家父長的軍事文化」と規定する。ビョンは身分を重んじ上意下達の秩序が厳しい儒教文化と軍隊文化が結合することにより、女性役割が限りなく補助的に序列化されることを述べた。ところで、軍事文化が存在することは、その社会が規模

の多寡は別としてある種のミリタリズム（軍事主義）¹⁹を有しているということを意味している。『社会学小辞典』によると「軍国主義（militarism）」とは「一国または一社会において、戦争および戦争準備のための配慮と制度が半永久的に最高の位置を占め、政治・経済・文化・教育などの全領域が軍事的価値に従属させられる思想および行動様式あるいは体制」〔濱嶋他編 2005：137〕と定義されている。また、権仁淑は、コックとエンローの定義を援用することで、韓国の軍事主義を規定する。それによると軍事主義とは「民族や友好国あるいは集団の利益を図るという名分のもとに、今日、紛争解決のために集団的暴力を使用し、それを正当化する理念のあり方」〔権 2006a：51〕²⁰であり、「このような集団的暴力を可能とする集団が維持され力を得るために必要な、いわゆる戦士としての男らしさ、そしてそのような男らしさを補助・補完する女らしさの社会的形成とともに、このような集団の維持・保存のための訓練と単一的位階秩序、役割分業などを自然のことに見なすようにするさまざまな制度や信念維持装置を含む概念」〔権 2006a：51-52〕²¹であるとされている。そして、韓国社会の中で徴兵制度が中核に位置していることを指摘した上で「徴兵制が社会の革新的な位置にあるということは、その社会の軍事化の程度を示す基準である」〔権 2006b：216〕としている。つまり、韓国社会はミリタリズムに関係するヘゲモニックな男性性を、徴兵制という制度を通してマジョリティの男性たちに保障しているとしたのである。

春木〔2000, 2007〕は、徴兵が与える男性性への影響についてまとめている。そこで指摘されるのは、「家族主義の強化」「女性蔑視、DV、ミソジニーの原因をつくる」「軍隊に行かされたという被害者意識」「目上に対する服従、序列意識、権威受容」「情緒能力の発展」などである。また、チョ・ソンスク〔1997〕²²は特にマイナス面に注目して、「男性優越意識のふきこみ」「権力志向性の助長」「性の娯楽化と女性蔑視の視点の獲得」を挙げる。この三点は伊藤公雄〔2003〕が述べたヘゲモニックな男性性の三指向性と共通している²³。

更に、権仁淑は「韓国では徴兵制を通して国家のための男性の自己犠牲が一般的常識として位置づけられ、男性性の基準となる経験として理解されてきた。すなわち、ヘゲモニックな男性性を獲得する主要な通路となった」〔権 2006b：226〕と述べ、自己犠牲の精神とヘゲモニーとの関係について指摘する。自己犠牲を一般化する精神は「男はより大きな利益のために自分の個人的利害を犠牲にするという社会的同意が根づいていること」を意味しており、このことがむしろ「哀れな男性の犠牲という側面」の強調に繋がり、結果「男たちがそれによって特権を得ることについては」あまり認識されてこなかったと結論づけるのである〔権 2006b：227-228〕。

こうした議論で一貫して述べられることは、徴兵制が意識レベルでの男女の権力関係だけでなく、兵役の経験を一部（但し多数）の男性に特権化し、男女で兵役への関わり方を差異化することで、社会生活において、男性優位の権力関係を維持させるはたらきかけをしているという構図である。男女間の埋まらない差異、非対称性を論ずる上で、上記の議論は大きな意義を有している。

しかし、前章で述べたように、兵役の経験は男性によって実に多様である。多様な経験が実践されているにもかかわらず、軍畢の男性がすべて春木やチョ・ソンスクが述べるような意識を獲得するとは考えづらい。すなわち、これまでの兵役に関する議論は兵役のいわば「メインストリーム」²⁴を経験することによって獲得される要素を主たる対象としてきたのである。これは、韓国の兵役をジェンダー秩序の中に理論的に位置づけるという意味では大きな貢献を果たしてきた。しかし、その裏で、兵役制度や個々人の経験が単純化される傾向があったこともまた不可避な事実であった。

そこで、本稿では、「現役」ではない服務で兵役を終えた男性に焦点を当てて、かれが、これまで先行研究で述べられてきたような男性性を内面化しているかどうかについて検討することにする。本稿の試みは、韓国の男性性をより重層的に考察する一つの契機となるであろう。

2-3. 兵役の種類

繰り返しになるが、韓国の徴兵制度は19歳以上の男子に課せられている国民の義務である。男性は19歳になると徴兵検査を受け健康状態などから、1～7級のいずれかの等級に判定される。このうち、1級から3級までの男性が現役兵となる。大部分の健康な男性は3級までの判定を受けるが、視力が極端に悪いなど身体的条件や健康状態などから軍隊生活に耐えることが難しいと判断された男性は4級と判定され、公益勤務要員になる。5級は戦時勤務召集対象となり実質兵役免除、6級は完全な兵役免除、7級は1年以内に再検査を行い新たに等級を認定することになる²⁵。3級までに判定された男性は通常、陸軍、海軍、空軍、海兵隊のいずれかの部隊に配属される。現役判定された男性は、配属したい軍を希望することができるが、希望が叶うかどうかはそのときの保有兵力の都合に大きく左右される。また、大学など教育機関に在籍中であれば、配属猶予となり、入隊時期を自身が決めることができる。

兵役といわれ一般的にイメージされるのは上記の陸海空軍と海兵隊であろうが、韓国の兵役には他にも様々な服務形態がある²⁶。例えば、韓国陸軍所属であるが在韓米軍組織に配属され通訳などの任務にあたる KATUSA (Korean Augmentation to the United States Army) は、服務しながら英語を身につけることができ、設備が整備された米軍基地で勤務することができるということで、高学歴の男性に人気である。また、将校養成システムとして、大学在学時に在学しながら軍事訓練所で教育を行い、卒業と同時に少尉として任官させる ROTC (Reserve Officers Training Corps) という制度がある。ROTC は、卒業後の一定期間は必ず任官しなくてはならないが、義務修了後の進路は自由である。よって、士官経験を活かして待遇のよい企業などに転職していく例が少なくない。また、大卒後の就職難が社会問題となっている韓国にとって、卒業後の職が保証されているという点は、進路に悩む学生にとって魅力的に写るようである。また、現役のように休学をすることなく、大学生活を継続することができることも魅力的に写るようだ。ROTC は元々男性だけに開かれていた制度であったが、若者の就職難と兵員充足率の関係か、数年前からは女性 ROTC も制度化され、人気を集めている。

他に、公衆保険医、公益法務官、徴兵専担医師、専門研究要員、産業技能要員といった、服務形態が存在し、これらは代替勤務と呼ばれている。代替勤務は医療系や工業系などの分野で専門技術をもっている男性が、自身の専門性を発揮できる現場で数年間勤務することで、現役服務に代えるという制度である。医学部生が産業医や軍医として勤務したり、工学部生が国防に関連する産業の企業に勤務したりする例がみられる。現役と比べ肉体的・精神的負担が少なく、また基本的に自宅から通うために時間の余裕があることなどから、先の KATUSA と同様に高学歴の男性に人気の制度であり、競争率も高い。本稿で紹介する事例は、産業機能要員として服務した男性である。

兵役は3級までの男性に課されるわけではない。4級判定を受けた男性は公益勤務要員として服務することになる。公益勤務要員とは、軍隊に所属する代わりに、官公庁などに勤務して兵役に代えるという制度である。かれらは服務者全員に課される4～6週間の基礎訓練以外は、基本的に軍隊と関

わることはない。現役が兵舎で部隊ごとに寝食を共にするのに対して、公益勤務要員は自宅から配属先に通う。勤務は通常の社員と同様に残業などが生じることもあるが、基本的には定時があり、休暇も保証されている。また、現役との最大の違いは、勤務時間以外を自分の自由時間として活用できるということである。公益勤務要員の中には、そうした時間を利用して資格試験の学習をしたり、学費を貯めるためにアルバイトをしたりする男性が多いようである。

以上紹介した、現役、代替勤務、公益勤務は、勤務終了後はすべて軍畢となる。軍畢は資格ではないが、正当な方法で兵役を終えたことの証明となるものである。ゆえに、男性が就職する際には重要な条件となるなど、成人男性が社会生活を大過なく送っていく上で必要不可欠なものである。しかしこれは逆に言えば、軍畢でさえあれば、韓国社会の中で生活していくことに大きな困難は生じないということを示唆している。現役、代替勤務、公益勤務の勤務内容は上に見たようにまったく異なるものであり、肉体的・精神的な負担も大きく異なる²⁷。ところが、軍畢でありさえすれば、社会生活でその内実が詳しく問われるケースはほとんどない²⁸。つまり、韓国男性の多くは義務兵役で軍隊を経験することを通して「おとなになる」と言われているにもかかわらず、個々人の勤務経験は実に多様であり、すべての男性に共通して何らかの教育がなされるわけではないし、全員に共有される経験が存在するわけでもないのである。全員に共有される記憶があり、それが男性を「おとなにしている」という兵役にまつわるイメージには、慎重に対処する必要があるのである。

3. 産業技能要員の事例

3-1. インフォーマントの属性

前章では韓国の兵役と勤務内容の多様性について述べた。そこで、本章では「きつく」「苦しく」「哀れな」兵役像とは異なる勤務を事例として紹介する。調査に協力していただいたのは、産業技能要員として勤務を終えた崔氏²⁹（1976年生）である。

崔氏は大学卒業後に産業技能要員として財閥系の大企業に三年間勤務。その後、大学院を修了し現在は大学の教員として勤務している。産業技能要員を希望した最大の理由は金銭問題とのことである。大学院に進学しなかった崔氏であるが経済状況が良好ではなかったため、国防の義務を果たしながら、かつ月給ももらうことのできる産業技能要員に申請したとのことである。また、職業経験を積むことができることも大きな魅力であったようだ。

3-2. 代替勤務への評価

崔氏は自身の産業技能要員としての経験を非常に肯定的に考えている。象徴的な語りを紹介しよう³⁰。

「(産業技能要員経験者であることの) 不利益は多くありません。むしろ経歴的にはだいぶ有利な面が多いですよ。特に私のようなケースは、大学に採用されるとき、教員として採用される際に、(産業技能要員の時の)企業での就業経験があるという経歴が役に立ったと思います。普通、(大学の教員を目指す)他の人たちは企業での経歴がほとんどないことが多いんですよ。軍隊に行って、修士課程を修了して、博士課程を終えて、研究所で仕事をして…。そうしたら企業での経歴がないんです。私は、学士を受けた後に企業で働いた経歴がありますから、それがこうして

(大学への就職の際に) 有利にはたらいたのでしょうか。それで、ある面では、他の一般的に兵役を終えた人たちよりは多くの恩恵を受けたように思います。]

以上の語りからわかるように、崔氏は、就職活動において、産業技能要員としての経験が有利にはたらいたと考えている。さらに、自身の経験が実際の職務遂行にも役立っていると考えている。

「(崔氏が勤務している大学では) 在学生の進路の90%が就職です。こうした環境では職場での経験を少しでも話せるということ自体が役に立っています。研究職を目指して、研究だけを継続してきて、修士、博士、研究所と進んでしまうと、学部を終えて職場でできる仕事、そして仕事の中で何が重要なのか、そうしたことについて話しをしてあげることが難しいです。なぜなら、経験がないから。けれども、私の場合は経験が少しあるので、私の経験をそのまま話してあげることもできますし、教育もそうした方向に向かわせることもできる、(産業技能要員は) そうした長所があります」

また、経済的な面からの利点も述べている。

「(産業技能要員として服務できて) とても良かったです。経験的な側面もそうですし、経済的な側面でも。私が修士、博士と進学することができるようになった経済力。それは企業で勤務することで稼いだお金のおかげです。」

産業技能要員は、正社員ほどではないにしても、生活していくのに十分な額の賃金を受け取ることができる。可処分所得は、資格取得の勉強のための経費や、服務終了後の学費などに使われることが多いようである。

「私が思うに、研究を続けることができるかできないかという問題は、もちろん学問に対する思い、研究意欲が大きいですが、周りの環境要因も相当に重要だと思います。ですから、経済的な面では(産業技能要員でお金を稼げたことが) 本当に助かりました。…〈中略〉…その上、職場での生活を経験したおかげで就職活動の助けにもなりましたし、いろいろな面で役に立ったことが多いですよ。」

崔氏は、産業技能要員としての経験が、自身の学歴達成には経済的に寄与し、就職に際しても優位にはたらいたと感じ、また学生を教育するという現在の職務の上でも役に立っていると考えている。崔氏の事例は、社会的成功や地位獲得には、軍隊での経験が必ずしも必要ではないことを示している。また、現役にも代替勤務要員にも課せられる基礎的な軍事訓練については次のように述べている。

「産業技能要員のような場合は4週間たてばどんなに苦しくても(軍隊の訓練が)終わるとわかっているじゃないですか。これが2年間続くとするならおそらく心的な負担も大きくて大変でしょうけど。(私の場合は)ただ4週間、ただ兵隊遊びに行くという、そんな感じで行ったんですよ。」

…〈中略〉…もちろん肉体的には楽ではなかったですけど、心的には楽に過ごすことができましたよ。だから、私は軍隊に対してつらい記憶が別にないんです。』

これは、成人男性全員が「厳しく苦しい」経験をするという、韓国の兵役イメージのステレオタイプに再考を迫るものであろう。また、「可哀想」という同情をかう状態ではないことは言うまでもない。

3-3. 義務兵役への考え方

崔氏が義務兵役についてどう考えているかをみることにしよう。

「(韓国は)現在は分断国家ですから、誰かが軍人にならなくてはならないとは思いますが。国がよりいっそう豊かになれば、そのときには募兵制のような形にして、予算を使うことで職業軍人をたくさん養成して、その人たちが率いていくようになればいいと思いますが…まだそこまでは…詳しくはわかりませんが…現時点ではそこまでの余力がありませんから、とりあえずは徴兵制(を維持して)、平等という意味でも現在の国家の構成員たちは、軍隊の義務を果たさなければならぬということはある程度同意をされていてですね。」

「(軍隊を出て)おとなになるという言葉にはこんな意味があります。確かに、社会に出ると、困難なことに遭遇し、つらい目にも遭い、自身の立ち位置を振り返ることになるでしょう。そうして、もっとがんばろうと(思うかもしれませんが)。しかし、社会に出ているということはすでに学校から卒業しているという状況が大部分ですから、困難を克服したり、自身の生き方を変えたりすることが、容易くない環境になっていることがほとんどでしょう。けれど、軍隊に行き行って戻ってきたばかりであれば、だいたいはまだ大学生ですから、これからの大学生活の中で、もっと自由に、もっと成功するために努力することができるのです。(社会に出てから世の中の困難さを知ることと、兵役によって世の中の困難さを知ることとの間には)こうした差異があると思いますよ。もちろん、私は経験をしていませんからよくわかりませんが(笑)。」

最後の引用は、筆者が「軍隊で社会の厳しさを知り、礼儀を知るといわれていますが、それは社会人になって実社会に出れば誰でも知ることなのではないですか」という若干意地悪な質問への回答としてかえってきた言葉である。質問を受けて崔氏は「確かに社会経験を積めば理解できることではありますが、軍隊というのは若い時期に困難を受けることになりますから」と述べた上で、上記の発言をしてくれた。崔氏が、義務兵役に反対しておらず(かといって全面的に賛成というわけでもなく、あくまで現時点でという留保つきであるが)、かつ、現役の経験にも一定の意義があるとみなしていることがうかがえる。現役服務者を決して批判しないことが印象的であった。

4. 兵役で社会を照射するために

本稿では、韓国の義務兵役の多様性を指摘し、典型的イメージとしてつきまとっている「厳しく苦しい生活」「可哀想」「除隊によってようやく『本当の人間』になる」といったことが、韓国のすべて

の男性に共有されているものではないことを明らかにしようとしてきた。今回、事例としては産業技能要員の一例のみの紹介にとどまったが、それでも、韓国の兵役イメージ、ひいては韓国の男性性を安易に一般化することには注意が必要であることは示すことができたのではないだろうか。現役と代替服務では、かように軍隊経験もイメージも異なるのである。また、必ずしも「厳しく苦しい生活」で「可哀想」と同情されるような経験をしなくても「本当の人間になる」ことが可能であることも、今回の崔氏の事例から明らかになった。しかし産業技能要員を選択した崔氏でさえも兵役は現時点でやむなしと考えており、根底に軍事文化の影響を垣間見ることでもある。

繰り返しになるが、韓国のほとんどの男性は兵役を経験する（軍畢になる）。しかし、その過程は多様であり、かれらの経験を共通のものとして一枚岩で語ることは決してできない。けれども「軍事文化」とされる構造も社会に存在する。ゆえに、現実の多様性を示すことで「軍事文化」がいかに構成されているのかを明らかにしていかななくてはなるまい。

筆者は現在、数年にわたって代替勤務者や4級判定者(公益勤務要員)に聞き取り調査を行い、データを収集中である。今後も少しずつかれらの語りを解きほぐすことで、韓国の男性の多様性を示し、韓国社会の男性性について、軍事文化との関連から明らかにしていきたい。

*本研究は JSPS 科研費 24710306 の助成を受けたものです。

注

- 1) いわゆる「現役兵」の「苦しみの体験」については、日本でもいくつかの著作で知ることができる。イ (2002) (2003) はその代表的なものである。
- 2) 兵役延期嘆願運動を繰り返していたファンたちも、韓国の国防の義務について知ることにつれて、「兵役の延期」ではなく、「兵役が終わるまで待つ」という応援方式に変わっていったことが、堀山 (2007) などで述べられている。
- 3) 大学在籍者は、希望すれば入隊延期措置を受けることができる。
- 4) 「国民皆兵制」の矛盾については、韓洪九 (2003) の第5部に詳しい。
- 5) スポーツや芸術、学術の分野で世界的な成果を挙げた人物には兵役が免除される。しかし、免除されたとしても本人の意志(すなわち志願)で兵役につくことは可能である。
- 6) 特定の候補者を当選させるのではなく、政治家として不適格と判断した候補者を落選させるべく活動する運動のこと。2000年の国会議員選挙の際の「2000年総選挙市民連帯」の活動が嚆矢とされている。不適格者の認定基準にはさまざまなものがあったが、そのうちのひとつが近親者の兵役逃れの有無であった。
- 7) 例えば、権 (2006b)、韓 (2003) (2005)、圣贤寺 (1997) など。
- 8) 兵役を終えた男性のこと。韓国語の発音は「くんびる」。ちなみに、兵役前の男性のことは「未畢(みびる)」という。
- 9) KATUSA は、書類上は陸軍の所属であるが、勤務内容は通常の陸軍兵役の者と大きく異なる。次章を参照のこと。
- 10) 各制度の概略については次章で述べる。
- 11) なお、女性に関しては志願兵のみ認められている。兵役の仕組みについては本章3節で改めて述べる。
- 12) 廃止の背景には、韓国軍の増加が北朝鮮への侵攻に繋がると考えていた当時のアメリカ合衆国が、最低限の兵力のみを維持する政策を推進していたことがあげられる。これにより当時の韓国軍は定員が10万名に凍結され、結果、徴兵制を廃止し志願兵制を採用することとなった。[尹 2004 : 64-65]
- 13) ちなみに、徴兵検査を拒否した場合には6ヶ月以下の懲役に処せられる。
- 14) エホバの証人の信徒たち、およびセブンスデー・アドベンチスト教会の信徒たちが、良心的兵役拒否者の代表的な例であった。
- 15) 宗教的理由によらない政治的理由で兵役を拒否した事例は2001年の平和運動家の例が端緒であり、その後10数人の非宗教的理由による兵役拒否者が現れたとされている。[権 2006b : 218]
- 16) そこには「熾烈に反独裁民主化運動を行ってきた韓国の青年や学生の中で、良心に従って兵役を拒否した人は出てきませんでした。」「韓 2005 : 216」とある。
- 17) 権はインタビュー調査の典型例として、親族に徴兵経験を有する男性がいる(=軍隊とつながりをもっている存在がいる)にもかかわらず、「家族の中に軍隊とつながりのある人はいるか?」という質問に対して「思い当たらない、いない」という回答をするインフォーマントの例を紹介している。
- 18) 原文は韓国語。タイトルの日本語訳は「男性の社会的連結網」。詳細は参考文献リストの(韓国語文献)の項参照。

- 19) 以下、本論では基本的にミリタリズムという用語を使用するが、引用文等については原文のまま「軍事主義」や「軍国主義」という用語を使用する。いずれも特別な説明がない限り同じ状態をあらわす用語として用いる。また、ジェンダー研究においてミリタリズムは非常に重要な概念であるが、本稿では紙幅の都合により詳細な議論については割愛せざるを得なかった。これについては稿を改めて論ずることにしたい。
- 20) Cock (Cock, J. 1993, *Woman & War in South Africa*, Cleveland: The Pilgrim Press.) による定義。引用文は英文を権が韓国語訳したものを山下英愛が日本語に翻訳したものである。
- 21) ここの引用は権仁淑がエンローの議論をまとめたものである。
- 22) 原文は韓国語。タイトルの日本語訳は「軍隊文化と男性」。詳細は参考文献リストの(韓国語文献)の項参照。
- 23) 伊藤公雄は、家父長制社会におけるヘゲモニックな男性性の三指向性として、「優越指向」「所有指向」「権力指向」をあげている。[伊藤 2003: 51]
- 24) メインストリームがマジョリティとは限らないことは言うまでもない。
- 25) 兵役の詳細については兵務庁の web サイト (<http://www.mma.go.kr/>) 参照。また、兵役に関する規定は兵役法(法律第4685号)により定められている。
- 26) 兵役の種類については、尹(2004)に詳しい。
- 27) 肉体的・精神的負担は、もちろん現役同士であっても異なる。陸・海・空・海兵のどの軍に行くか、また同じ軍でもどの部隊に配属されるか、どのような仕事を任されるかによって、その負担が大きく異なることは常に意識しなくてはならない。しかし、総合的にみると、兵舎内で2年余りの共同生活を行う現役よりは、代替勤務や公益勤務の経験者の方が負担の少ないケースが多いであろう。
- 28) 筆者は現在、公益勤務要員であった男性を中心に聞き取り調査を行っているが、彼らが日常生活で公益勤務要員であったために不利益を被った経験はほとんど聞くことがない。わずかに、酒席の場で兵役の話題になった際に若干肩身の狭い思いをすることはあるようである。しかし、現役か公益かの有無が出世に直結したという話しは、今のところ聞いていない。
- 29) 匿名である。なお、聞き取りは2013年春に実施した。
- 30) 以下、引用文は筆者と崔氏の韓国語でのインタビューを日本語に訳したものである。実際には会話なので端々に相槌が入ったり、間投詞が入ったりしているが、引用に際してはそれらを削除するなど、文意を損なわないことを大前提に読みやすく改編している。なお、引用文中の() は筆者による補足である。

参考文献

(日本語文献)

- イ・ソンチャン 2002『オマエラ、軍隊シッテルカ!?』バジリコ。
2003『続・オマエラ軍隊シッテルカ!?』バジリコ。
- 伊藤公雄 2003『「男らしさ」という神話』、NHK 出版。
- エンロー、シンシア 1999『戦争の翌朝 ——ポスト冷戦時代をジェンダーで読む』緑風出版。
2004『シリーズ国際ジェンダー研究3 フェミニズムで探る軍事化と国際政治』
御茶の水書房。
2006『策略 女性を軍事化する国際政治』岩波書店。
- 康熙奉 2000『こんなに凄いのか! 韓国の徴兵制』スリーエーネットワーク。
- 権仁淑 2003「韓国の軍事主義とジェンダー」『女性・戦争・人権』第6号、行路社、64-91頁。
2006a「我われの生に内在する軍事主義」チャン・ピルファ他『韓国フェミニズムの潮流』
明石書店、43-74頁。
2006b『韓国の軍事文化とジェンダー』お茶の水書房。
- チャン・ピルファ他著 2006『韓国フェミニズムの潮流』明石書店。
- 濱嶋朗他編 2005『新版増補版社会学小辞典』、有斐閣。
- 春木育美 2000「軍隊と韓国男性」『同志社社会学研究』No. 4, 53-65頁。
2007「ミリタリズム」小倉紀蔵・小針進編『韓流ハンドブック』新書館、106-109頁。
- 韓洪九 2003『韓洪九の韓国現代史——韓国とはどういう国か』平凡社。
2005『韓洪九の韓国現代史II——負の歴史から何を学ぶのか』平凡社。

- 堀山明子 2007 「徴兵制」小倉紀蔵・小針進編『韓流ハンドブック』新書館、176-177頁。
宮田節子 2000 「太平洋戦争」伊藤亜人他監修『新訂増補朝鮮を知る事典』平凡社、264頁。
尹載善 2004 『韓国の軍隊』、中央公論新社。

(韓国語文献)

- 변화순, 1997 「남성의 사회적 연결망」여성한국사회연구회 편『남성과 한국사회』사회문화연구소,
p.217-241.
사사키 마사노리 기타, 2007 『페미니즘에 대한 남성학과 남성운동』원미사.
송명희/여성연구회, 2000 『페미니스트, 남성을 말한다』푸른사상.
여성한국사회연구회 편, 1997 『남성과 한국사회』사회문화연구소.
조정숙, 1997 「군대문화와 남성」여성한국사회연구회 편『남성과 한국사회』사회문화연구소,
p.155-185.
조정문 기타, 2000 『남성학과 남성운동』동문사.